

## 女性のがん検診受診促進強化事業広報業務委託仕様書

### 1 業務名

女性のがん検診受診促進強化事業広報業務

### 2 課題

佐賀県では、がんは死亡原因の第1位であり、がんによる死亡率は全国と比較して高い状況である。中でも、女性特有のがんと言われる乳がん、子宮がんの令和5年度における死亡率（75歳未満年齢調整死亡率）については、乳がんが全国ワースト8位、子宮がんがワースト6位となっている。

これらのがんは早期発見すれば9割以上が治ると言われており、早期発見のためにはがん検診の受診が非常に重要であるが、男性に比べ女性のがん検診受診率は低い傾向にある。そのため、検診の受診や早期発見・早期治療の重要性を県民に広く浸透させる必要がある。

### 3 目的

上記課題を踏まえ、特に女性のがんの罹患率が高い20～40代の働き盛りの女性や主婦層に対し、重点的にがんに関する正しい知識の普及啓発を行うことにより、がん検診受診のきっかけづくりを行い、新たな受診者を増やし、定期的な検診受診、がんの早期発見・早期治療へつなげていくことを目的とする。

### 4 対象とする地域及び年代

地域は佐賀県内を対象とする。主なターゲットは、女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）の罹患率が高い20代～40代の働き盛りの女性や主婦層とする。その中でも、乳がんは40代、子宮頸がんは30代～40代前半の罹患率が高いため、その世代をコアターゲットとする。

### 5 業務内容

市町が実施するがん検診が集中する時期である10、11月での広報展開に向け、広報素材の制作やその素材を活用して広報を行うこと。なお、業務遂行にあたっては、同時期に県国民健康保険課が実施する「令和7年度後半における健康診査受診促進広報事業業務」との連携を図ること。

#### (1) 広報素材制作

##### (ア) 動画

- ・テレビCMやSNS広告等での配信を想定とした15秒と30秒の動画を制作する
- ・15秒動画、30秒動画ともに校正は1回以上行うこととする
- ・令和8年度末まで使用できるよう、動画のライセンスには留意すること

##### (イ) ポスタービジュアル

- ・企業や商業施設等での掲示を想定したデザインとすること
- ・校正は1回以上行うこととする

(ウ) キャッチコピー、ロゴ

- ・県民に広く浸透する健康意識向上のためのキャッチコピーやロゴ等を制作する
- ・動画やポスター等でも使用できるような汎用性の高いものとする
- ・校正は1回以上行うこととする

(エ) その他

- ・上記以外で、広報に効果的な素材があれば提案すること

(2) 広報戦略の策定

ターゲット層に対し、がん検診の受診や早期発見・早期治療の重要性を確実に効果的に発信し、がん検診受診のきっかけづくりにつなげるために、(1)で制作した素材を活用して、どのような方針・プロセスで広報を行うべきか等の全体の広報戦略を、使用媒体を含め提案すること。また、具体的な広報手法及びその実施計画についても記載すること。

(3) 広報展開

(2)で策定した広報戦略に従い、ターゲット層に効果的に訴求し、話題性及び拡散性につながる広報を実施すること。なお、広告の遷移先は「がんポータルさが」に設定すること。

6 成果物等

本業務を実施するため制作した成果物については、データ等も含めて全て納品すること。成果物の著作権等に関しては、本県に属するものとし、その利用等は自由に行えるものとする。

7 事業実績の報告

実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書等の関係書類を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

8 委託上限額

提案額は13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

9 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

10 留意事項

- (1) 委託業務内容については、県と受託者との協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 今回の委託業務により制作される成果物の著作権、所有者等、その他一切の権利は佐賀

県に帰属するものとする。ただし、著作権者人格権の行使を妨げるものではない。

- (6) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用できるものとする（①著作権法第 20 条の規定による著作権者の意に反した変更、切除、その他の改変を受けていないものに限る／②トリミング等加工（改変）を加えない状態のものに限る）。特に県のお事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (7) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (8) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (9) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類を提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのないものについては、適宜、発注者と協議を行い、その決定に従うものとする。